

# 令和6年度香川県木材等搬出経費高騰対策事業補助金実施要領

(制 定) 令和6年12月26日 6林政第205783号

## (目 的)

第1 香川県木材等搬出経費高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）及び香川県木材等搬出経費高騰対策事業補助金交付要綱（令和6年12月26日6林政第205758号以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## (補助の対象条件等)

第2 交付要綱別表1に定める対象条件は、次のとおりとする。

### 1 木材等搬出経費高騰対策事業

- (1) 香川県森林・竹林緊急対策事業交付要綱（令和元年5月31日元み整第17067号）及び香川県森林・竹林緊急対策事業補助金実施要領（令和元年5月31日元み整第17083号以下「緊急対策実施要領」という。）に基づく、森林資源搬出促進事業及び県産間伐材搬出促進事業の補助を受けたものを対象とし、それ以外の事業で木竹の搬出経費にかかる支援を受けたものは補助の対象としないものとする。
- (2) 出荷先からの搬出木竹に関する証明を得ていること。

## (補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助率は、交付要綱第3条第1項に規定する補助対象事業とする。ただし、市町長が、地域の事情等に鑑み、特に公共性、又は公益性が高いと認めた場合であって、かつ、あらかじめ知事の承認を得た場合に限って、交付要綱第3条第3項に規定する事業を補助の対象とすることができるものとする。

## (事業主体)

第4 この事業の事業主体は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市町
- (2) 森林所有者
- (3) 森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同じ。）
- (4) 特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）
- (5) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）
- (6) 森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）
- (7) 特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
- (8) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）

## (事業実施)

第5 事業の実施

### 1 補助金の交付申請

- (1) 事業主体は原則として事業の終了後、速やかに知事に対して、次により補助金の交付申請を行う。  
補助金交付申請書（緊急対策実施要領第3号様式を準用する。）に総括位置図（造林地の位置を示した5万分の1地形図又はこれに準ずるもの）及び納税対応状況申出書を添付する。  
なお、森林組合等が受託する場合、又は請負の場合は、受託契約書、又は請負契約書の写を添付する。
- (2) 事業主体は、補助金の交付申請及び受領についての権限を第三者に委任することができる。委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、知事に対して、補助金交付申請書（緊急対策実施要領第4号様式を準用する。）に総括位置図及び納税対応状況申出書並びに委任状を添付し、補助金の交付申請を行うものとする。

## 2 補助金事務の取扱い

森林組合長等（森林所有者を除く事業主体の長をいう。以下同じ。）が、他の事業主体の委任を受けて、補助金の交付申請、代理受領等の補助金事務を取り扱う場合には、次により取り扱うものとする。

### (1) 補助金交付申請書の作成及び提出

- ア 森林組合長等は、他の事業主体の委任を受けて補助金事務を取り扱う場合には、事業の終了後直ちに現地調査を行い、事業の実行状況を精査したうえ事業主体に代わって補助金交付申請書を作成するものとする。
- イ 森林組合長等は、補助金交付申請書を取りまとめて、知事に提出するものとする。

### (2) 補助金の一括代理受領

- ア 森林組合長等は、他の事業主体の委任を受けて補助金の一括代理受領を行うことができるものとする。
- イ 森林組合長等は、他の事業主体の委任を受けて一括代理受領をしようとする場合には、補助金交付申請書の提出の際、事業主体の委任状を添付するものとする。
- ウ 森林組合長等は、補助金を代理受領した場合には、速やかにこれを当該事業主体に交付するものとし、補助金を30日以上滞留させるなど、みだりに支払を遅延したり、他に流用したりすることがないようにするものとする。
- エ 代理受領した補助金は、県が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、この場合、直接その事業に関係ある次に掲げる経費については、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができるものとする。
- (ア) 補助金事務取扱手数料  
(イ) 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金  
(ウ) 当該施行地の森林保険料

オ 知事は交付事務の適正を期するため、補助金の交付後一定期日（概ね30日後）を定めて森林組合長等から個々の事業主体に対する交付状況の報告を徴し、支払未済のものがあるときは実地調査を行うものとする。

カ 代理受領した補助金からエに掲げる経費を差し引いて支払おうとする場合には、あらかじめ事業主体の依頼を受け、その精算依頼書を徴しておくものとする。

キ 代理受領者はその支払いを明らかにした書類を整備保管するものとする。

### (3) 補助金事務取扱手数料

ア 森林組合長等が受ける補助金事務取扱手数料は、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとする。

イ 補助金事務取扱手数料は、その事務に要する実費を基準として定めた一定の料率を補助金に乗じて算定するものとし、その手数料を合計したものが補助金額の1割を超えてはならない。

ウ 森林組合長等が補助金事務取扱手数料についての料率を定めようとする場合には、知事に報告するものとする。

エ 市町長の受ける補助金申請事務取扱手数料は、ア～ウに準じて定めるものとする。

オ 補助金事務取扱手数料の対象となる業務は次のとおりとする。

- (ア) 事業計画書等の作成
- (イ) 位置及び面積の把握（測量を含む。）
- (ウ) 補助金交付申請書の作成（位置図を含む。）
- (エ) 土地台帳及び付図との照合
- (オ) 委任状の作成
- (カ) 精算依頼書の作成
- (キ) 補助金交付申請書の提出
- (ク) 補助金配付明細書の作成
- (ケ) 補助金配付通知書の作成（発送を含む。）
- (コ) 補助金の受領及び交付
- (サ) 領収書の受領及び整理
- (シ) 竣工検査の立会い
- (ス) 関係用紙の印刷及び配布
- (セ) その他知事が適当と認める業務

### 3 竣工検査

知事は、補助金交付申請のあった事業について、次の規定によるほか、竣工検査内規を定め1施行地ごとに竣工検査（以下「検査」という。）を行う。

- (1) 検査は、申請の受理後速やかに1施工地ごとに、原則として書類検査により行うものとする。
- (2) 検査の結果、当該施行地が本内規に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。
- (3) 検査員は、検査した事項を検査調書に記入し、これに押印するものとする。
- (4) 検査調書は、事業終了の翌年度から起算して10年間保存するものとする。

### 4 補助金の査定

知事は、竣工検査及び下記に基づいて補助金の査定を行う。

#### (1) 補助金額の算出

ア 補助金額は、交付要綱別表1に補助率を定額単価で定めており、その額に事業量を乗じて求める。

### 5 補助金の交付決定等

知事は、補助金の査定結果に基づいて、補助金の交付決定、及び補助金の額の確定を同時に行う。

### 6 補助金受領者に対する条件

#### (1) 補助金返還

ア 消費税仕入れ控除に係る場合

消費税の申告等により当該補助金に係る消費税仕入控除額があることが確定した場合には、その旨をすみやかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。

ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。

(2) 証拠書類の保管

この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、当該補助事業の完了の翌年度から起算して 10 年間整備保管しなければならない。

(3) 告知義務

補助金代理受領者は事業主体に対し上記の条件を通知しなければならない。

## 7 補助金の概算払

- (1) 補助金の概算払を受けようとする事業主体は、第 5 の 1 の (1) の規定にかかわらず、補助金交付申請書（緊急対策実施要領第 6 号様式を準用する。）を提出する。
- (2) 事業主体は、補助金の交付申請について、第三者に委任するときは、第 5 の 1 の (2) の規定を準用する。
- (3) 知事は、補助金交付申請のあったものについて、これを査定したのち、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行う。
- (4) 補助金の代理受領をするときは、第 5 の 2 の (2) の規定を準用する。
- (5) 補助金の概算払の請求は、補助金交付決定通知を受けたのち、当該年度の 1 月 10 日までに知事に対して補助金交付請求書に概算払請求内訳書（緊急対策実施要領第 7 号様式を準用する。）を添付して行う。
- (6) 知事は補助金の概算払の請求があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、出来高の補助金相当額の 90% を限度として、支払うことができる。
- (7) 補助金の概算払を受けた者は、事業終了後速やかに事業実績報告書（緊急対策実施要領第 8 号様式を準用する。）を知事に提出する。
- (8) 知事は実績報告書の提出があったときは、第 5 の 3 による竣工検査の結果に基づいて補助金の額の確定を行う。

## 8 その他

- (1) 第 4 に定める森林法施行令第 11 条第 7 号に規定する団体（以下「任意団体」という。）から補助金の交付申請があった場合には、次の事項を確認するものとする。
  - ア 規約の内容
  - イ 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容
  - ウ 造林地の森林所有者（森林法第 2 条第 2 項に定める森林所有者をいう。）
- (2) 知事は、任意団体が事業を実施するに当たっては、次の書類を整備保管するよう指導するものとする。
  - ア 議事録
  - イ 収入及び支出を明らかにした帳簿
  - ウ 補助金の受領及び配分についての帳簿
- (3) 市町長は、事業の円滑な実施を図るため、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下に必要な助言、指導を行うものとする。

(4) 本要領により難い事項については知事の承認等を受けるものとする。

(助 成)

第6 県は、予算の範囲内において、交付要綱及びこの要領の定めるところにより事業を実施するために要する別表1に掲げる経費について、補助することができる。

(その他)

第7 第3に規定する「知事の承認」を得るための手続きについては、次のとおりとする。

(1) 第3に規定する「知事の承認」を得る場合、市町長は事前に知事に承認申請書（緊急対策実施要領第9号様式を準用する。）を提出して協議するものとし、あらかじめ知事の承認（緊急対策実施要領第10号様式を準用する。）を得なければならない。

附 則

1 この要領は令和6年12月26日から施行する。

別表 1

事業の 種 類	事 業 内 容
木材等搬出 経費高騰 対策事業	伐採した材の伐採箇所から直接、原木市場、製材所、その他の出荷先までの積込、 運搬に要する経費（運搬距離は、一般に利用しうる経路の長さによるものとする。）。